

機体認証申請手順操作マニュアル

＜機体認証申請編＞

04.機体認証の抹消申請方法

目次

01.はじめに（機体認証の抹消申請を希望する皆様へ）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-3
03.機体認証の抹消申請に必要なもの	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-4
04.機体認証の抹消申請のステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-5
05.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-6
06.Step2：機体一覧画面に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-9
07.Step3：抹消申請を行う機体を選択する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-10
08.本人確認方法を選択する前にご確認ください	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-12
09.Step4：本人確認を行う	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-13
10.Step5：申請者情報を入力する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-14
11.Step6：その他情報を入力する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-16
12.Step7：申請情報を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-17
13.Step8：到達確認をする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-19

01.はじめに（機体認証の抹消申請を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、機体認証の新規申請、属性変更、更新申請、抹消申請、申請取下げ、申請状況確認、代理人への機体認証の新規申請の依頼、代理人へ機体認証の新規申請以外の依頼をすることができます。
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報漏洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システム使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

03.機体認証の抹消申請に必要なもの

機体認証の抹消申請には以下の情報を準備してください。

各種情報	項目
連絡先情報	- 氏名 - 電話番号 - メールアドレス - 本人の住所
申請する機体の情報	- 型式名 - 設計者氏名又は名称 - 設計者住所または主たる事務所の所在地 - 製造者住所または主たる事務所の所在地 - 検査に使用する書類のファイル
その他 ※本人確認の方法によって異なります。	- ドローン情報基盤システムのアカウント - マイナンバーカード - マイナンバーカードのICチップ内の券面情報を読み取るためのカードリーダー又はスマートフォン - 運転免許証 - パスポート - その他本人確認書類

※マイナンバーカードを利用して本人確認を行った場合、申請者情報のうち、氏名、生年月日、自宅/本人の住所については、マイナンバーカードの券面情報から取得した情報を自動反映するため、申請入力画面からの変更は不可となります。変更されたい方は、事前にマイナンバーカードの情報を更新ください。

04.機体認証の抹消申請のステップ

ドローン情報基盤システムで以下のステップで機体認証の抹消申請を実施しましょう。

機体認証の抹消申請を開始

Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2 : 機体一覧画面に進む

メインメニューで「機体認証の変更」のボタンを選択します。

Step3 : 抹消申請を行う機体を選択する

機体一覧画面から機体認証の抹消申請を行う申請情報を選択します。

Step4 : 本人確認を行う

マイナンバー/運転免許証又はパスポート（eKYC）/書類の郵送のいずれか※を選択します。

Step5 : 申請者情報を入力する

氏名や住所等の申請者の情報を入力します。

Step6 : その他情報を入力する

手数料額等を入力します。

Step7 : 申請情報を確認する

入力した情報を確認して抹消申請を行います。

Step8 : 到達確認をする

機体認証の抹消申請された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

機体認証の抹消申請が完了

航空局で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、メールアドレスに通知されます。

※運転免許証又はパスポート（eKYC）/書類の郵送で本人確認を行った場合、本人確認の審査が行われます。

05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



[DIPS2.0 トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/)にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。
(例) ABC123456

05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/3)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。



画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。

各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

05.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする（3/3）

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。
各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

特定飛行を行う場合の手続

無人航空機の登録手続

無人航空機に関する事故発生時の手続

機体認証、技能証明の取得手続

特定飛行を行う場合の手続き

手順の確認 ▾



以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用務空域、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人又は物件から30m未満での飛行
- ・僅し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件投下



また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

飛行許可・承認申請へ

飛行計画の通報・確認へ

無人航空機の登録手続き

手順の確認 ▾



100g以上の機体が航空法の規制対象です。
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発番されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能を搭載しなければなりません。

無人航空機の登録申請へ

無人航空機に関する事故等発生時の手続

手順の確認 ▾

手続



以下の事故等発生時には、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

『事故』

- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
- ・第三者の所有する物件の損壊
- ・航空機との衝突又は接触

『重大インシデント』

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の死傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

事故等の報告へ

機体認証、技能証明の取得手続き

手順の確認 ▾



第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不要とするためには、機体認証を受けた無人航空機も技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

機体認証の取得申請へ

技能証明の取得申請へ

06.Step2：機体一覧画面に進む

機体認証メニュー

本人が手続きする場合はこちら

機体認証 新規申請

新たに機体認証を申請することができます。新規申請には、本人確認書類、機体の情報が必要です。

申請状況確認/取り下げ/支払い

新規申請や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。
※国（国土交通省のみ）の場合、新規申請等の手数料の支払い手続きをすることができます。

機体認証の確認

機体認証を取得済みの機体に係る情報を確認することができます。

機体認証の変更

登録されている機体認証書の連絡先情報を変更することができます。

有効期限の更新

登録されている機体認証の有効期間を更新することができます。また、型式未認証の機体における設計変更の申請も本メニューから行うことができます。なお、型式未認証の機体の更新および設計変更を行う場合には、事前に登録検査機関または国土交通省航空局と検査内容について調整している必要があります。

機体認証の削除

登録されている機体認証を削除することができます。

代理人への依頼/解除

各種手続きを代理人に依頼する場合または代理人への依頼を解除する場合に必要な設定をすることができます。

代理人が手続きする場合はこちら



機体認証メニューのページで、「機体認証の削除」ボタンを押します。

07.Step3：抹消申請を行う機体を選択する（1/2）

機体一覧画面から抹消申請を行う機体認証情報を選択し、「抹消する情報の入力」ボタンを押します。

機体一覧

抹消対象の機体を選択してください。

機体認証番号 ①

登録記号 ①

製造者氏名又は名称 ①

型式名 ①

検索

検索結果：33件

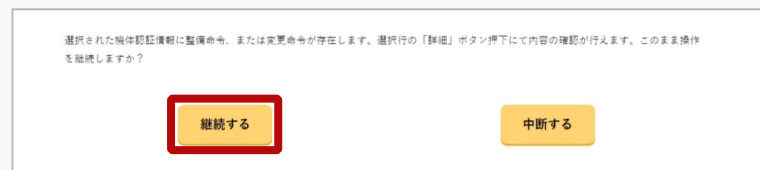
選択	機体認証番号	登録記号	製造者氏名 又は名称	型式名	機体ステータス	有効期限	詳細
☐							詳細
☐							詳細

1 2 ▶ >>

戻る

抹消する情報の入力

07.Step3：抹消申請を行う機体を選択する（2/2）



選択した機体認証情報に整備命令、または変更命令が存在する場合、左の確認画面が表示されます。

抹消申請を継続する場合、「継続する」ボタンを押します。

08.本人確認方法を選択する前にご確認ください

本人確認の方法は4種類ございます。

以下より利用する本人確認方法に合致する操作方法をご確認ください。

本人確認方法	操作方法
マイナンバーカード	マイナンバーカードの券面情報を読み取ることでマイナンバーカード連携や本人確認を行います。 手続きに使用されるデバイスにより下記の読み取り方法があります。詳しい手順はそれぞれの説明ページをご確認ください。 ・ ICカードリーダーで読み取る（ICカードリーダー認証） ・ スマートフォンで読み取る（2次元バーコード認証）
運転免許証を利用したオンライン認証	「eKYC」というオンライン上で完結する本人確認方法です。 スマートフォンをお持ちの方のみ利用可能です。 手続き中の画面に2次元バーコードが表示されるので、スマートフォンのカメラ機能で2次元バーコードを読み込んでいただき、画面に従い運転免許証の表面等の撮影を行ってください。 ※eKYCの利用に当たっては、 こちら をご確認ください。
パスポートを利用したオンライン認証	「eKYC」というオンライン上で完結する本人確認方法です。 スマートフォンをお持ちの方のみ利用可能です。 手続き中の画面に2次元バーコードが表示されるので、スマートフォンのカメラ機能で2次元バーコードを読み込んでいただき、画面に従いパスポートの身分事項ページ等の撮影を行ってください。 撮影が終了すると、申請者情報を入力するページが開きます。開いたページの「本人確認書類」の項目に、氏名と住所と生年月日が分かる本人確認書類の画像をアップロードしてください。 ※eKYCの利用に当たっては、 こちら をご確認ください。
本人確認書類の郵送	本人確認を書類の郵送で行います。申請後に届くメールに本人確認書類の送付先が記載されておりますので、メールをご確認のうえ本人確認書類を郵送で提出してください。 ※本人確認書類を郵送されていない場合や提出に必要な書類が揃っていない場合は、その後の手続きを進めることができません。 ※本人確認書類の内容及び郵送先については、 こちら をご確認ください。 ※リンクを押すと外部サイトが開きます。

09.Step4 : 本人確認を行う

本人確認選択

機体の抹消申請に際し、本人確認を行います。
本人確認方法を以下から選択してください。

本人確認選択

- ☐ マイナバーICカードリーダー認証 ☐ 2次元バーコード認証

ICカードリーダーをお持ちの方は「ICカードリーダー認証」を、NFC対応スマートフォンをお持ちの方は「2次元バーコード認証」を選択し、「次へ進む」ボタンを押してください。

※マイナバーカードを使用した本人確認では、マイナポータルAPを使用します。
マイナポータルAPをインストールしていない方は、[マイナポータルAPインストール手順](#)をご確認ください。
※ご自身のスマートフォンがNFCに対応しているかを確認したい場合は、[こちら](#)をご確認ください（外部サイトが開きます）

- ☐ 運転免許証（eKYC）

eKYC(electronic Know Your Customer)とは、オンライン上で完結する本人確認方法です。

スマートフォンをお持ちのかたのみ利用可能です。
こちらを選択し、「次へ」ボタンを押すと、2次元バーコードが表示されます。スマートフォンのカメラ機能で2次元バーコードを読み込んでいただき、画面に従い運転免許の裏面等の撮影を行ってください。

申請に係る手数料として、申請する機体1台あたり1,450円が必要です。

なお、複数機体を同時に申請する場合は、申請する1台目の機体は1,450円、2台目以降の機体は1台あたり1,050円が必要となり、その合計金額を納付する必要があります。

※PC,タブレット端末ではご利用できません。eKYCの利用にあたっては、[こちら](#)をご確認ください。

- ☐ パスポート（eKYC）

戻る

次へ

本人確認方法を選択したら「次へ」ボタンを押してください。

選択した本人確認方法に従って外部サイト又はアプリが開きます。外部サイト又はアプリの説明に従って本人確認をしてください。

手順については[本人確認の方法](#)のマニュアルにも記載しています。

10.Step5：申請者情報を入力する（1/2）

機体認証 申請画面

STEP 01
申請者情報

STEP 02
その他情報

STEP 03
申請情報確認

STEP 04
申請完了

申請者情報を入力してください。

申請者の情報

申請者区分

法人番号

法人名/屋号

代表者氏名

本店又は主たる事務所の所在地

申請者情報を確認します。

10.Step5 : 申請者情報を入力する (2/2)

連絡先情報

氏名 ⓘ

フリガナ ⓘ

住所 ⓘ

国/地域 日本 ▼

都道府県 東京都 ▼

部署名 ⓘ

電話番号 ⓘ

国/地域 +81 (日本) ▼

メールアドレス ⓘ

戻る

次へ

連絡先情報を入力して、「次へ」ボタンを押します。

11.Step6 : その他情報を入力する



抹消理由を入力し、「次へ」ボタンを押します。

「中断」ボタンを押すことで、申請を中断することができます。再開する場合、申請状況一覧画面から再開できます。

12.Step7 : 申請情報を確認する (1/2)

申請情報確認画面

STEP 01
申請者情報

STEP 02
その他情報

STEP 03
申請情報確認

STEP 04
申請完了

入力した機体認証情報を確認の上、申請してください。
入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

申請者の情報

区分法人

法人番号

法人名/屋号

代表者氏名

本店又は主たる事務所の所在地

連絡先情報

氏名

フリガナ

戻る

抹消申請

申請者の情報/連絡先情報/機体の情報/その他情報を確認します。

入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押して訂正してください。

入力内容に問題がなければ「抹消申請」ボタンを押してください。

22

12.Step7 : 申請情報を確認する (2/2)

申請を行います。
処理を中止するにはキャンセルボタンを押してください。

申請

キャンセル

申請の確認画面が表示されます。問題が無ければ「申請」ボタンを押します。

「申請」ボタンを押すと、登録したメールアドレスに「各種手続き確認のお知らせ」メールが送信されますので、メールをご確認ください。

申請者情報に登録されたメールアドレスにメールを送信しております。
画面をこのままにしてメールをご確認ください。メールの確認後、自動的に次の画面に移移します。
万が一この画面を閉じると、今まで入力したデータは破棄され申請が中断されます。



注意事項！

到達確認が完了するまで申請の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。
到達確認メールのURLを押すまで、申請画面を閉じないでください。閉じた場合は、申請内容が破棄されます。

13.Step8 : 到達確認をする (1/2)

※このメールはドローン情報基盤システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

様

ドローン情報基盤システムをご利用いただきありがとうございます。

このメールは申請者の方に機体認証の各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

現在、ドローン情報基盤システムを通じて手続きを行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

このまま手続きを進めても良い場合は、以下の URL を押してメールアドレスの認証を完了してください。

<https://>

認証完了

Authentication completed

メールアドレスの認証を確認しました。
端末・画面で申請操作を行っていた場合、操作を続けてください。

ブラウザの×ボタンで画面を閉じてください。

The e-mail address has been authenticated.

If you have performing the application operation on the terminal / screen, continue the operation.

Close the screen with the x button of the browser.

到達確認のメールを開き、メールの宛先を確認します。宛先が申請者本人であり申請手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押します。

メールのURLを押すとメールアドレスの認証が完了しますので、認証完了と出ているブラウザを閉じてください。

13.Step8 : 到達確認をする (2/2)



メールアドレス認証が完了すると申請操作完了となります。

申請状況は申請状況一覧ページで確認できます。